

株 主 各 位

大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号

## 力ネヨウ株式会社

代表取締役社長 川島 正博

### 第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号  
大阪センタービル地下1階 ハートンホール  
(末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
  - 報告事項 第83期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容報告の件
  - 決議事項
  - 第1号議案 取締役5名選任の件
  - 第2号議案 監査役2名選任の件
  - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告および計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項に修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kaneyo-net.co.jp/soukai.html>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

# 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当期の世界状況は、ISに代表されるテロ集団の活動が活発化したり、アジア、ヨーロッパ等での領土問題が継続されるなど治安に対する不安が一層強くなりました。また、エボラ出血熱も収まる気配はなく経済にも悪い影響を与えました。IMF数値によれば世界全体の経済成長率はリーマン・ショック以降最低の水準にとどまりました。

一方、日本の状況は、昨年3月に起こりました消費税増税の駆け込み需要増以来、4月からは消費の低迷が続き、短期間で回復するとの予測も裏切られ、ついには追加増税も先送りとなりました。一部の大手輸出企業は円安の恩恵を受け、大きな利益を計上していますが、大多数の企業はコストアップの要因となり経費圧迫要因となりました。また、日経平均株価の急激な値上がり企業が企業の資産内容を大幅に改善してはいますが、経済全体の好循環を感じることは出来ませんでした。

このような環境下、当社は収益の拡大を目標に売上高、売上総利益率の向上を目指してまいりましたが、消費税増税による消費の低迷、円安による輸入単価のアップ、それによるコストアップ、そして天候不順も加わって減収減益となり、目標計画を達成することが出来なかったものの、経費の圧縮が功を奏し、少額ながらも黒字利益が確保でき、流動資産の圧縮も進みました。

以上の結果、売上高は95億68百万円（前年同期比87.9%、13億17百万円の減収）となりました。損益面では営業利益は55百万円（前年同期比59.4%、37百万円の減益）、経常利益は11百万円（前年同期比26.8%、31百万円の減益）、当期純利益は保有関係会社株式の一部売却益30百万円を特別利益に計上した結果、41百万円（前年同期比38.8%、65百万円の減益）となりました。

当社といたしましては、引き続き繰越損失の早期一掃に全力を傾ける所存でありますので、期末配当につきましては見送りとさせていただきたく、株主の皆様におかれましては、ご理解とご了承を賜りますようお願い申し上げます。

また、リスク管理の一環として商品管理、与信管理、コンプライアンス管理を徹底いたします。同時に財務報告に係わる内部統制の整備・充実を通してコーポレートガバナンスの強化に努めてまいります。

株主の皆様にはなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) セグメント別売上高の状況

	8 2 期		8 3 期 (当期)	
	売上高(百万円)	構成比(%)	売上高(百万円)	構成比(%)
寝 装 用 原 料	4,414	40.55	3,925	41.03
寝 装 製 品	1,856	17.05	1,600	16.72
リビング・インテリア用品	1,898	17.44	1,650	17.25
生地反物等繊維製品	1,477	13.57	1,193	12.47
生 活 関 連 用 品	1,217	11.18	1,181	12.35
そ の 他	22	0.21	16	0.18
計	10,886	100.00	9,568	100.00

セグメント別の状況は次の通りであります。

### 〈寝装用原料〉

羽毛原料は市況の低迷によりに荷動きが停滞する中、オリジナル原料の拡販に努め利益を確保することが出来ました。

羊毛原料は原料価格高騰の影響を受け、販売が低迷し売上を伸ばすことができませんでした。

合繊原料は寝具用途を中心に売上は伸ばしたものの、円安によるコストアップの影響で苦戦を強いられました。

その結果、当セグメントの売上高は39億25百万円（前年同期比11.1%減）、営業利益は1億22百万円（同23.0%減）となりました。

### 〈寝装製品〉

寝装製品は消費税増税以降、購買意欲の落ち込みが続き、売上の低迷が続きました。特に羽毛ふとんは大きく落ち込み、各販売ルートで不振を極めました。防災毛布も売上の拡大が出来ませんでした。利益面でも円安の影響を受け伸ばすことが出来ませんでした。

一方、ホテル業界に商品の供給を行い、新規取引ルートを確立することが出来ました。通信販売ルートも拡大することが出来ました。テレビ通販向け取引も好調を維持し、来期以降の拡大が見込まれています。

その結果、当セグメントの売上高は16億円（前年同期比13.8%減）、営業利益は40百万円（同1.4%減）となりました。

### 〈リビング・インテリア用品〉

リビング・インテリア用品はネット通信販売ルート、テレビ通信販売ルートを新規に開拓することが出来ましたが、紙面通信販売ルートでの売上の落ち込みが大きく、売上を伸ばすことが出来ませんでした。

利益面では、円安の影響を受けましたが、販売ルートの拡大により前期を上回ることが出来ました。

その結果、当セグメントの売上高は16億50百万円（前年同期比13.0%減）、営業利益は59百万円（同26.3%増）となりました。

#### 〈生地反物等繊維製品〉

ニット素材はファッション性の高い素材を中心に提案したものの、消費税増税の影響による消費マインドの低迷で、売上を伸ばすことが出来ず、苦戦を強いられました。

ヨーロッパを中心とした織物輸出の取引は、円安、ユーロ高の影響もあり、売上を伸ばすことが出来ませんでした。

その結果、当セグメントの売上高は11億93百万円（前年同期比19.2%減）、営業利益は40百万円（同21.3%減）となりました。

#### 〈生活関連用品〉

農業資材の防虫ネット、防草シート、産業用包装資材の取引は堅調に推移し、売上を伸ばすことが出来ました。

健康食品、生活雑貨品につきましては需要の低迷で売上を伸ばすことが出来ませんでした。

その結果、当セグメントの売上高は11億81百万円（前年同期比2.9%減）、営業利益は29百万円（同18.7%減）となりました。

#### 〈その他〉

その他の売上高は16百万円（前年同期比25.9%減）、営業利益は0百万円（同82.4%減）となりました。

### (3) 資金調達および設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

### (4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第80期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	第81期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第82期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第83期(当期) (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
売 上 高(百万円)	10,261	10,204	10,886	9,568
経 常 利 益(百万円)	37	58	42	11
当 期 純 利 益(百万円)	25	87	106	41
1株当たり当期純利益(円)	1.85	6.27	7.57	2.94
総 資 産(百万円)	5,837	5,512	5,602	5,073
純 資 産(百万円)	779	963	1,033	1,074

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

**(5) 対処すべき課題**

当社をとりまく事業環境は、円安株高により一部の企業で明るい兆しが見られたものの、消費税増税の影響が尾を引き個人消費が低迷し、また、継続的な原料高等により苦戦を強いられました。

このような事業環境下、当社におきましては強固で持続可能な収益基盤を構築することが対処すべき課題であります。また、平成29年3月期を最終年度とする中期経営計画（3ヶ年）により、量より質への転換をはかる一方、リスク管理の一環として商品管理・与信管理・コンプライアンス管理を強化・徹底いたします。同時に財務報告に係る内部統制の整備・充実を通して、強固なコーポレート・ガバナンスの構築に努めてまいります。

株主の皆様には尚一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

**(6) 主要な事業内容**

寝具の素材および製品の販売

ムートン製品、カーペットの販売

各種紡績糸、織物、ニット地等のアパレル素材および製品の販売

健康食品、浄水器、空気清浄器、生活雑貨品の販売

**(7) 主要な営業所**

本社（大阪市中央区）

東京営業所（東京都中央区）

**(8) 従業員の状況**

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
33 名	5名減	45.8 歳	15.9 年

**(9) 主要な借入先**

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	350 百万円
株式会社みずほ銀行	200
株式会社三井住友銀行	200
農林中央金庫	200

**(10) その他会社に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 14,066,208株  
 (3) 株主数 2,554名  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
兼 松 株 式 会 社	4,324,619 株	30.82 %
カネヨウ取引先持株会	516,000	3.68
株式会社三菱東京UFJ銀行	490,662	3.50
三井住友海上火災保険株式会社	422,000	3.01
東京海上日動火災保険株式会社	421,986	3.01
日本証券金融株式会社	376,000	2.68
株式会社オ一ノ	250,000	1.78
濱 崎 俊 英	160,000	1.14
カネヨウ従業員持株会	137,156	0.98
松井証券株式会社	135,000	0.96

(注) 持株比率は、自己株式(34,121株)を控除して算出しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長(代表取締役)	川 島 正 博	
常 務 取 締 役	山 成 哲 央	職能担当
取 締 役	後 藤 稔	営業担当
取 締 役	川 辺 保 司	営業担当
取 締 役	村 尾 哲 朗	兼松株式会社 取締役専務執行役員
監 査 役(常勤)	上 原 正 照	
監 査 役	岡 本 司	兼松株式会社 監査役 兼松コミュニケーションズ株式会社 社外監査役
監 査 役	玉 岡 英 人	兼松株式会社 企画部 経営企画室 副室長

- (注) 1. 取締役 村尾 哲朗氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 岡本 司、玉岡 英人の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、社外監査役 岡本 司氏を東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。

#### (2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

##### 1. 就任

監査役 玉岡 英人氏は、平成26年6月27日開催の第82回定時株主総会において新たに監査役に選任され、同日付をもって就任いたしました。

##### 2. 退任

監査役 平澤 裕康氏は、平成26年6月27日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

### (3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	支給額(年額)	株主総会で定めた報酬限度額
取 締 役	4 名	28百万円	月額10百万円以内(平成4年6月26日第60回定時株主総会決議)
監 査 役	1 名	11百万円	月額3百万円以内(平成6年6月29日第62回定時株主総会決議)
合 計	5 名	40百万円	

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額21百万円を支払っております。  
2. 社外取締役には報酬を支払っておりません。  
3. 社外監査役には報酬を支払っておりません。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ①社外取締役の他の法人等との重要な兼職先と当社との関係

氏 名	兼職の状況	地位
村尾 哲 朗	兼 松 株 式 会 社	取 締 役 専 務 執 行 役 員

(注) 社外取締役が取締役を兼任している兼松株式会社との間には重要な取引関係はありません。

#### ②社外監査役の他の法人等との重要な兼職先と当社との関係

氏 名	兼職の状況	地位
岡 本 司	兼 松 株 式 会 社	監 査 役
	兼 松 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ 株 式 会 社	社 外 監 査 役
玉 岡 英 人	兼 松 株 式 会 社	企 画 部 経 営 企 画 室 副 室 長

(注) 社外監査役が監査役および企画部経営企画室副室長を兼任している兼松株式会社ならびに社外監査役を兼務している兼松コミュニケーションズ株式会社との間には重要な取引関係はありません。



③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	村 尾 哲 朗	当事業年度に開催した取締役会17回中13回に出席し、経営執行全般において議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役	岡 本 司	当事業年度に開催した取締役会17回中13回、監査役会11回中11回に出席し、経営執行全般において議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役	玉 岡 英 人	平成26年6月27日監査役就任後、開催した取締役会13回中10回、監査役会9回中9回に出席し、経営執行全般において議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

④責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	15百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15百万円

(注) 金額については、会計監査人との契約において会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額とを明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分することが出来ないため、これらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任いたします。また、取締役会は、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項ならびに第3項に従い、当社「内部統制システムの基本方針」を以下のとおり定める。

### <業務運営の基本方針>

当社は、「健康と豊かさを求めて」を企業理念として「健康・快適・環境」をテーマとした生活関連専門商社として継続的に社会に貢献する企業を目指す。

また、企業として適法性を確保し社会的責任を果たすとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、継続的・安定的な利益配分を行い、一方で内部留保の充実に努めることにより企業価値を高め、社会・市場から評価される企業を目指し、株主の皆様に応えることを基本方針とする。

会社法および会社法施行規則に定める各項目については以下のとおり。

### (1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業の法令遵守の重要性に鑑み、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の強化を図る。
- ② 「コンプライアンスマニュアル」を整備し、具体的事例による対応策を盛り込み、社内イントラネット上でも閲覧可能とし、役員から全従業員までに周知徹底する。
- ③ コンプライアンス委員会委員長などに直接報告・相談できる「ホットライン制度」を導入する。
- ④ 法令遵守のみならず、モラルを徹底すべく、継続的な教育研修の充実を図る。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 「取締役会規定」にて、取締役会の議事録は10年間本社にて備え置くことを定める。
- ② 「財務経理規定」および「帳簿等の保存期間細則」において会計帳簿および貸借対照表ならびに会社の基本的権利に関する契約および財産に関する証書、その他これに準ずる文書の保管、保存および廃棄に関する基準を定め、文書取扱業務の効率運営を図ることを目的とする。
- ③ 当該「財務経理規定」および「帳簿等の保存期間細則」は、経理部長が運用に関する責任を負い、取締役の職務の執行において、必要と判断される文書については適宜閲覧可能な体制とする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

業務上発生し得るリスクについては、「職務権限規定」「組織・業務分掌規定」に基づきそれぞれ担当部署を定め、社内規定やガイドラインを制定、研修等を通じて周知徹底を図る。

また、必要に応じ社内横断的な委員会を設置し、リスクのコントロールを行う。

業務上発生し得る個々のリスクへの対応は次のとおり。

- ① 為替、金利、商品市況などの相場リスク  
「財務経理規定」および「職務権限規定」に基づき社内組織単位毎に年度の枠を設定し、その枠の中で厳格に運営、管理する。
- ② 信用リスク  
「審査法務規定」および「審査法務規定施行細則」に基づき、取引先の財務データやその他の情報を基に、取引先毎に信用格付けを付与し、当該信用格付けに応じた与信限度額を設定する。  
通常の取引から生ずる取引与信の他、融資、保証行為によって発生する与信の総額がこの限度内に収まるよう運営することで、信用リスクをコントロールする。
- ③ 投資リスク  
「職務権限規定」に基づき、投資におけるリターンとリスクのバランスを見極め投資リスクをコントロールする。
- ④ 商品リスク  
新商品取扱いについては、「新規商材取扱承認委員会」を開催し、リスクに関する情報の把握とコントロールを行う。商品の在庫年齢・評価等のリスクについては「在庫管理委員会」にて定期的に集中管理する。  
また、商品クレームについては、クレーム発生報告書、クレーム処理状況報告書、クレーム処理終了報告書の提出を義務付け、適正な対応と今後の発生防止に努める。
- ⑤ 法的規制に係るリスク  
「コンプライアンス委員会」を設置、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、コンプライアンス体制を整備し、役員・従業員が法令遵守し、また法的規制の新設、改定にも即応するよう努める。
- ⑥ オペレーショナルリスク（不正防止）  
内部牽制機能を強化すべく、フロント業務とバック機能の分離を目的として、受渡し以降の全ての起票行為を業務管理部営業経理課にて行うものとし、誤計上やルール違反、不正を防止する体制を構築する。

#### (4) 当社の取締役の職務の執行が適正・効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規定」を定め、定例取締役会を最低1ヶ月に1回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催する。取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令または定款に定める事項の他、経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。取締役会には、監査役も出席し意見を述べる。
- ② 会社が、公正かつ組織的な企業活動を行うため、取締役および従業員の職務と権限の関係ならびに基準を定める「職務権限規定」を制定する。
- ③ 取締役で構成される「経営会議」を組織し、取締役会決定の基本方針に基づいて全社の全般的業務の執行に関する基本方針を定め、業務執行の指揮、指導にあたる。
- ④ 重要案件の決裁のスピードアップと審議の高度化を目的とし、取締役会決裁事項については、経営会議において事前審議する。
- ⑤ 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および事業年度毎の業務計画を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行する。
- ⑥ 会計記録の適正を期するとともに、経営の合理化、能率化および業務の適正な遂行を図ることを目的として、「内部監査規定」を定め内部監査チームによる内部監査を実施する。

#### (5) 当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、子会社管理規定に定める「子会社管理に関する職務権限表」に従い、基本方針の樹立・経営上の重要事項に関し、原則として事前に協議のうえ当社の承認を得る体制とする。
- ② 原則月1回、当社グループのトップマネジメントが集まり、経営に関する情報を共有し、相互理解とコーポレート・ガバナンスの共通認識の徹底を図る。
- ③ 当社は、当社のリスクの統制・管理活動と連携が図られるよう、子会社のリスク管理に関する指導・調整を行うとともに、子会社における事業リスクの統制および管理の状況について内部監査を実施する。
- ④ 当社は、子会社の危機管理体制の整備を指導し、危機リスク発生の場合には、当社グループで連携し対応できるよう調整する。
- ⑤ 当社は、当社グループの中期経営計画および事業年度毎の業務計画を策定し、子会社においてもその計画達成に向け具体策を策定・実行するよう指導する。
- ⑥ 当社グループは、当社の「コンプライアンスマニュアル」に準じて行動することとし、その役職員に周知徹底する。またコンプライアンス委員会が当社グループのコンプライアンスを統括・推進する体制とする。

#### (6) 当社の監査役を補助すべき使用人に関する事項

- ① 現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役より要請があれば、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

(7) 当社の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実行性に関する事項

① 監査役の職務遂行を補助すべき使用人については、当該使用人の取締役からの独立性、および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に留意する。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

① 取締役および使用人は、監査役に対して、取締役が法令に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、これを速やかに報告する。

② コンプライアンス委員会を担当する取締役は、監査役に対して、当社グループのコンプライアンスに関する業務の状況について1ヶ月に一度以上、重要事項については都度、報告する。

③ 取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、速やかに報告する。

④ 監査役は、監査役監査を実効的に行うため、取締役会の他、経営会議、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、その他重要な会議または委員会に出席し、当社グループにおける経営上の重要事項について報告を受ける。また、出席しない場合には、監査役は付議事項について説明を受け、稟議書、報告書等の資料および議事録等を閲覧することができる。

⑤ 監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行うことを当社グループにおいて禁止する。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、職能担当を中心とし、案件毎に編成した内部監査チームが行う監査について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

また、当社グループにおける内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等に関する意見を述べることができる。

② 監査役は、会計監査人の取締役からの独立性を確保し、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受けるものとする。また、会計監査人の報酬および、会計監査人に依頼する非監査項目については、監査役の同意を要するものとする。

③ 監査役および監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。

④ 当社は、監査役がその職務の執行に必要な費用について前払いまたは償還の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理する。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率等は表示桁未満を四捨五入して表示しております。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	4,114,823	<b>流動負債</b>	3,578,985
現金及び預金	566,091	支払手形	983,704
受取手形	1,290,517	電子記録債権	291,586
売掛金	1,110,809	買掛金	476,369
商品	1,057,101	短期借入金	1,430,000
前払費用	15,260	1年内返済長期借入金	184,988
未収金	81,950	未払金	72,631
その他の	4,864	未払費用等	6,627
貸倒引当金	△11,772	未払法人税等	2,493
<b>固定資産</b>	958,200	未払消費税等	67,726
<b>有形固定資産</b>	568,616	賞与引当金	7,100
建物	101,384	繰延税金負債	478
構築物	3,248	その他の	55,279
機械及び装置	92	<b>固定負債</b>	419,990
車両運搬具	41	長期借入金	184,959
工具、器具及び備品	1,468	リース債務	278
土地	458,765	繰延税金負債	4,887
リース資産	3,615	再評価に係る繰延税金負債	143,811
<b>無形固定資産</b>	4,173	その他の	86,054
電話加入権	3,395	<b>負債合計</b>	3,998,976
ソフトウェア	778	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	385,410	<b>資本金</b>	703,310
投資有価証券	133,831	<b>資本剰余金</b>	138,353
関係会社株式	194,800	資本準備金	138,353
出資金	2,717	<b>利益剰余金</b>	△195,955
長期前払費用	1,187	利益準備金	93,300
その他の	95,136	その他利益剰余金	△289,255
貸倒引当金	△42,262	繰越利益剰余金	△289,255
<b>資産合計</b>	5,073,024	<b>自己株式</b>	△2,581
		<b>株主資本合計</b>	643,127
		その他有価証券評価差額金	115,031
		繰延ヘッジ損益	1,017
		土地再評価差額金	314,872
		評価・換算差額等合計	430,921
		<b>純資産合計</b>	1,074,048
		<b>負債・純資産合計</b>	5,073,024

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,568,985
売 上 原 価		9,028,112
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>540,872</b>
販売費及び一般管理費		485,823
<b>営 業 利 益</b>		<b>55,048</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9,606	
受 取 賃 貸 料	12,000	
そ の 他	149	21,755
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	51,438	
賃 貸 収 入 原 価	12,034	
そ の 他	1,816	65,288
<b>経 常 利 益</b>		<b>11,515</b>
<b>特 別 利 益</b>		
関係会社株式売却益	30,600	30,600
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>42,115</b>
法人税、住民税及び事業税		900
法 人 税 等 調 整 額		-
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>41,215</b>

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金 利益準備金	利益剰余金		自 己 式 株	株主資本 合 計
				そ の 他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	703,310	138,353	93,300	△330,470	△237,170	△2,445	602,047
当事業年度中の変動額							
当期純利益				41,215	41,215		41,215
自己株式の取得						△136	△136
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)							
当事業年度中の変動額 の合計	—	—	—	41,215	41,215	△136	41,079
当 期 末 残 高	703,310	138,353	93,300	△289,255	△195,955	△2,581	643,127

	評価・換算差額等				純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	118,788	12,564	300,295	431,648	1,033,696
当事業年度中の変動額					
当期純利益					41,215
自己株式の取得					△136
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)	△3,757	△11,547	14,576	△727	△727
当事業年度中の変動額 の合計	△3,757	△11,547	14,576	△727	40,351
当 期 末 残 高	115,031	1,017	314,872	430,921	1,074,048



## 【個別注記表】

### 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法
  - ①子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法
  - ②その他有価証券  
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. デリバティブ……………時価法
3. たな卸資産の評価基準および評価方法  
商品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切り下げの方法）
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
建物……………定額法（主な耐用年数8年～45年）  
建物以外……………定率法
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法（自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。）
  - (3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準  
貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  
賞与引当金……………従業員の賞与金の支給に備えるため、賞与支給見込額を計上しております。
6. ヘッジ会計の方法
  - (1) ヘッジ会計の方法  
為替予約取引は、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務について振当処理を行っております。
  - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
(ヘッジ手段)  
為替予約取引  
(ヘッジ対象)  
輸出入取引により生じる外貨建金銭債権債務
  - (3) ヘッジ方針  
為替リスクの低減のため、対象債権債務及び成約高の範囲内でヘッジを行っております。
  - (4) ヘッジの有効性評価の方法  
為替予約は振当処理しております。
  - (5) その他リスク管理方法の内ヘッジ会計に係るもの  
デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

6. 消費税等の会計処理……………消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産および担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

受取手形	699,107千円	
建物	87,228千円	(帳簿価額)
土地	458,765千円	( " )
<hr/>		
計	1,245,101千円	( " )

#### (2) 担保に係る債務

短期借入金	950,000千円
1年内返済長期借入金	5,748千円
長期借入金	14,409千円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 472,522千円

### 3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務 短期金銭債務 6,772千円

### 4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日改正)に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」として計上しております。再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税課税標準額と第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額を勘案し算出しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社に係る注記

各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

売上高	58千円
仕入高	16,888千円
販売費及び一般管理費	10,688千円
受取賃貸料	12,000千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式 普通株式	14,066,208
自己株式 普通株式	34,121

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	(千円)
貸倒引当金	15,308
賞与引当金	2,272
未払事業税	550
未払リベート	2,290
資産除去債務	926
有価証券評価損	36,140
出資金評価損	2,814
棚卸資産評価損	1,922
未払事業所税	235
繰越欠損金	50,437
計	112,894
評価性引当額	△112,894
繰延税金資産計	—
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	4,887
繰延ヘッジ利益	478
繰延税金負債計	5,365

## リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、情報処理システム機器および電話設備などについては、リース契約により使用しております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、審査法務規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は全てその他有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金であり、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）につきましては、経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	566,091	566,091	－
(2) 受 取 手 形	1,286,483	1,286,483	－
(3) 売 掛 金	1,103,250	1,103,250	－
(4) 投資有価証券 その他有価証券	47,641	47,641	－
(5) 関係会社株式 その他有価証券	184,800	184,800	－
(6) 支 払 手 形	(983,704)	(983,704)	－
(7) 電子記録債務	(291,586)	(291,586)	－
(8) 買 掛 金	(476,369)	(476,369)	－
(9) 短期借入金	(1,430,000)	(1,430,000)	－
(10) 長期借入金	(369,947)	(370,430)	△483
(11) デリバティブ取引	1,495	1,495	－

(\*)負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、ならびに(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券（その他有価証券）、ならびに(5) 関係会社株式（その他有価証券）

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(6) 支払手形、(7) 電子記録債務、(8) 買掛金、ならびに(9) 短期借入金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金には流動負債の1年内返済長期借入金（貸借対照表計上額184,988千円）を含んでおります。

(11) デリバティブ取引

デリバティブの時価については、金融機関の時価評価額等によっております。

(注2) 非上場株式（投資有価証券（その他有価証券）貸借対照表計上額86,190千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することがきわめて困難と認められるため「(4) 投資有価証券（その他有価証券）」には含めておりません。

また、非上場株式（関係会社株式（子会社株式）貸借対照表計上額10,000千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することがきわめて困難と認められるため時価評価の対象にはしておりません。

## 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、兵庫県において賃貸用の建物および構築物（土地を含む）を有しております。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
549,242	486,000

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

但し、第三者からの取得時から一定の評価額や適切に市場価額を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱カネックス	(所有) 直接 100%	有形固定資産の賃貸、商品の保管・配送  役員の兼任	賃貸収入	(千円) 12,000	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件なし取引条件の決定方針等

上記の取引については、市場価格、総原価を勘案し、毎期価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 76円54銭

1株当たり当期純利益 2円94銭

## 独立監査人の監査報告書

カネヨウ株式会社  
取締役会 御中

平成27年5月22日

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂井俊介 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 上田美穂 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カネヨウ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

# 監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月28日

カネヨウ株式会社 監査役会

常勤監査役	上原正照	Ⓞ
社外監査役	岡本司	Ⓞ
社外監査役	玉岡英人	Ⓞ

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	川島正博 (昭和26年1月19日)	昭和50年4月 兼松江商株式会社（現兼松株式会社）入社 平成10年4月 同社スポーツカジュアル部部长 平成11年10月 兼松繊維株式会社へ転籍 平成14年6月 同社取締役経営統括室室長 平成17年6月 当社代表取締役社長就任 平成19年6月 兼松繊維株式会社代表取締役社長就任 平成21年3月 同社取締役副会長就任 平成25年6月 当社代表取締役社長就任 現在に至る	14,000株
2	後藤稔 (昭和33年7月31日)	昭和56年4月 兼松寝装株式会社（現カネヨウ株式会社）入社 平成21年4月 当社マテリアル部部长 平成23年4月 当社営業担当役員補佐兼マテリアル部部长兼ホームアメニティ部部长 平成25年6月 当社取締役営業担当就任 現在に至る	10,000株
3	川辺保司 (昭和31年4月7日)	昭和54年4月 兼松江商株式会社（現兼松株式会社）入社 平成11年7月 当社入社 第四事業部東京リビング部部长 当社東京営業部部长 平成21年10月 当社東京営業部部长 平成23年4月 当社営業担当役員補佐兼東京営業部部长 平成25年6月 当社取締役営業担当就任 現在に至る	11,000株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4 ※	なかむらようすけ 中村陽介 (昭和45年1月7日)	平成5年4月 兼松株式会社入社 平成16年11月 兼松米国会社 ニューヨーク本店管理部長 平成21年1月 兼松株式会社東京本社 関連事業部 平成22年10月 同社東京本社 企画部経営企画室副室長 平成25年7月 同社東京本社 審査部与信企画課課長 現在に至る	—
5 ※	ぐんじたかし 郡司高志 (昭和33年7月20日)	昭和57年4月 兼松江商株式会社(現兼松株式会社)入社 平成22年6月 同社取締役就任 鉄鋼部門担当 平成25年6月 同社常務取締役就任 鉄鋼・素材・プラント部門担当 平成26年6月 同社取締役、専務執行役員 鉄鋼・素材・プラント部門長 平成27年4月 同社取締役、専務執行役員 鉄鋼・素材・プラント部門長 人事総務担当 現在に至る	—

- (注) 1. ※ 印は、新任の取締役であります。  
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
3. 郡司高志氏は、社外取締役候補者であります。  
4. 社外取締役候補者とした理由について  
郡司高志氏を社外取締役の候補者として選任した理由はこれまで培ってきた豊富なビジネス経験と幅広い見識を有しておりますことから、社外取締役として有益な助言が得られるものと判断したためであります。  
5. 当社は、郡司高志氏との間で取締役就任時に、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって岡本司、玉岡英人の両氏が辞任されますので、その補欠として監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役2名の任期は、当社定款の定めにより、他の在任監査役の残任期間（平成29年6月開催予定の第85回定時株主総会終結の時まで）となります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	さく やま のぶ よし 作山信好 (昭和35年8月20日)	昭和59年4月 兼松江商株式会社（現兼松株式会社）入社 平成11年10月 同社東京財務部資金課長 平成17年7月 同社東京主計部長 平成22年7月 同社東京主計部長兼財務部長 平成24年6月 同社取締役就任 財務、主計、営業経理担当 平成24年11月 同社取締役 財務、主計、営業経理、法務コンプライアンス担当 平成26年6月 同社取締役 常務執行役員 財務、主計、営業経理、法務コンプライアンス担当 現在に至る	—
2	お がわ そう へい 小川荘平 (昭和36年4月26日)	昭和59年4月 農林中央金庫入庫 平成15年12月 同金庫青森支店長 平成19年9月 同金庫総合企画部副部長兼グループ戦略室長 平成21年4月 同金庫総合企画部主任考査役 平成23年7月 同金庫J A S T E M新システム対策部長 平成25年6月 同金庫業務監査部長兼主任業務監査役 現在に至る	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 作山信好、小川荘平の両氏は、社外監査役候補者であります。  
 3. 社外監査役候補者とした理由について  
 (1) 作山信好氏につきましては、これまで培ってきた豊富なビジネス経験と幅広い見識を有しておりますことから、これまで培ってきた豊富なビジネス経験と幅広い見識を有していただき、適法性確保に監査機能を発揮していただけることと判断したためであります。  
 (2) 小川荘平氏につきましては、これまで培ってきた豊富なビジネス経験と幅広い見識を有しておりますことから、当社経営執行等の適法性確保に監査機能を発揮していただけることと判断したためであります。同氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が及ぶおそれのない独立役員候補者であります。また同氏は、平成27年6月24日開催の兼松株式会社定時株主総会にて、同社の監査役に就任する予定であります。  
 4. 当社は、作山信好、小川荘平の両氏との間で監査役就任時に、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役として米田宏己氏の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、米田宏己氏の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て行う取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
よね だ ひろ み <b>米 田 宏 己</b> (昭和9年4月14日)	昭和37年4月 司法試験合格 昭和40年4月 大阪弁護士会登録 米田総合法律事務所開業 現在に至る 昭和62年4月 大阪弁護士会副会長 近畿弁護士会連合会理事 平成11年4月 近畿弁護士会連合会理事 平成11年6月 日本弁護士連合会理事 〈重要な兼職の状況〉 弁護士	—

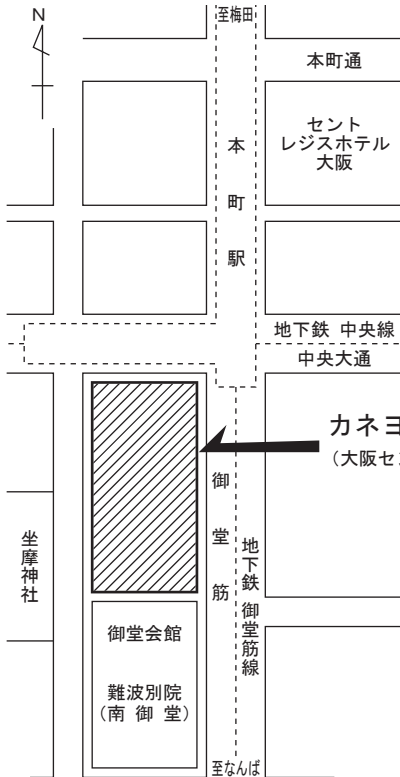
- (注) 1. 米田宏己氏は、当社と顧問契約を締結しておりますが、特別の利害関係はありません。
2. 米田宏己氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 米田宏己氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士としての高い見識および豊富な実務経験を有しており、当社経営執行等の適法性確保に監査機能を発揮していただけることと判断したためであります。
4. 当社は、米田宏己氏との間で監査役就任時に、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

以上

# 第83回定時株主総会会場のご案内

大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号

大阪センタービル地下1階 ハートンホール



## 道順

《御堂筋線・四つ橋線・中央線》  
地下鉄『本町』駅14番出口直結  
B1「ホリーズカフェ」右折奥

●車でのご来場はご遠慮ください  
ますようお願いいたします。

カネヨウ(株)株主総会会場

(大阪センタービル地下1階 ハートンホール)